

# 舎生心得

熊本県立盲学校  
寄宿舎

令和6年度（2024年度）

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 舎生心得

2 改定方法

### (基本理念)

第2条 生活目標

2 人権意識

### (定義)

第3条 開舎・閉舎

第4条 帰省・帰舎

第5条 通学路

第6条 成人

## 第2章 日常生活

### (日課)

第7条 日課表

### (時間に関するルール)

第8条 平日・祝祭日の門限

2 帰舎日の門限

第9条 入浴

第10条 自習時間

第11条 点呼・延灯

### (届け出)

第12条 外出届

第13条 外泊・帰省届

第14条 カミソリ使用許可願

第15条 与薬依頼書 (成人のみ)

## 第3章 公共施設の利用

### (服装)

第16条 共有場の服装

### (舎室)

第17条 掃除

第18条 配置

### (談話コーナー)

第19条 使用時間

2 飲食

3 TVの視聴・録画

### (食堂)

第20条 利用目的

### (生活訓練室)

第21条 利用手順

2 留意事項

### (共有物)

第22条 共有物一覧

**(禁止事項)**

- 第23条 移動制限
- 第24条 禁煙
- 第25条 酒類持ち込み禁止

**第4章 食事・衛生**

**(舎食に関するルール)**

- 第26条 舎食を食べる場所
  - 2 舎食の注文
  - 3 取り置き時間
  - 4 持ち込み禁止

**(衛生管理)**

- 第27条 飲食物の管理・ゴミ捨て
- 第28条 衣類・寝具類の管理
- 第29条 大掃除・害虫駆除

**第5章 安心・安全**

**(貴重品の管理)**

- 第30条 売買・貸借の禁止
- 第31条 鍵の貸与
  - 2 鍵の返却

**(悩み・相談の対応)**

- 第32条 相談体制

**(感染症の予防)**

- 第33条 新しい生活様式（手洗い・うがい・マスク）
  - 2 換気
  - 3 ソーシャルディスタンス

**(病気・ケガ)**

- 第34条 病臥者の対応
  - 2 ケガの応急処置

**(防災・危機管理)**

- 第35条 訓練への参加
  - 2 非常時の備え
  - 3 緊急呼び出し

**第6章 通信・情報**

**(電話)**

- 第36条 通信機器の使用
  - 2 外線の使用・取り次ぎ

**(情報端末)**

- 第37条 情報端末の使用
  - 2 情報モラル

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この舎生心得（以下、「心得」という。）は、寄宿舍で集団生活を送る児童生徒（以下、「舎生」という。）が守るべき事項を定めることを目的とする。

2 本心得の改定は、自治会代表者（以下、「双葉会役員」という。）と寄宿舍指導員が年一度の見直し会議を開催し、PTA役員会の承認と校長の決裁を得るものとする。

### (基本理念)

第2条 舎生は、寄宿舍での生活目標を定め、学習と自己実現に励むこと。

2 舎生は、互いの人格やプライバシーを尊重し、協力して生活する。

### (定義)

第3条 原則として、月曜日を開舎、金曜日を閉舎とする。中学部以上の生徒で日曜日に前泊を希望する者は、相談の上でこれを許可する。

第4条 寄宿舍から自宅へ帰る場合を帰省、自宅から寄宿舍へ戻る場合を帰舎とする。単独での帰省または帰舎を希望する者は、相談の上でこれを許可する。

第5条 寄宿舍西側玄関から学校生徒昇降口において、点字ブロックが敷設された道路を通学路とする。登下校は通学路を通るものとする。

第6条 高等部本科普通科を除く満18歳以上の者を成人とし、本人をもって保護者と見なす。但し、必要に応じて保護者の意思確認を行うものとする。

## 第2章 日常生活

### (日課)

第7条 舎生は、寄宿舍の日課に沿って規則正しい生活を送ること。

	平日（月～金）	休日（土日・祝祭日）
起床	7：00	7：30
朝食	7：30	8：00
登校	8：20	
昼食		12：30
入浴	下校後～19：15	帰舎後～19：15
夕食	17：30	
自習	19：30～21：00	
点呼	21：00	
消灯	22：00	

### **(時間に関するルール)**

第8条 平日、祝祭日ともに門限は19時とする。やむを得ない事情で門限に遅れる場合は、必ず寄宿舍に連絡すること。

2 帰舎日について、成人あるいは保護者同伴に限り、門限を20時50分とする。

第9条 入浴時間は、曜日や時季を問わず19時15分までとする。使用したイスは元の位置へ必ず戻すこと。

第10条 自習時間は19時30分から21時までとし、集中して学習に取り組むこと。また、他者の学習の妨げとならないよう、生活音を伴う活動は控えること。

第11条 個別点呼を21時に自室にて受けること。健康状態や翌日の予定を確認し、学習に伴う延灯の希望があればその場で申し出ること。

### **(届け出)**

第12条 外出の希望がある場合は、職員室にて『外出届』に必要事項を記入すること。

第13条 週半ばに外泊または帰省の希望がある場合は、『外泊・帰省届』に必要事項を記入すること。

第14条 カミソリ使用を希望する者は、『カミソリ使用許可願』を提出し、カミソリの形状や保管場所、処分の方法等を職員と確認すること。

第15条 成人者において、服薬や薬の管理に不安がある者は、『与薬の預かりと使用依頼書』を寄宿舍に提出すること。

## **第3章 公共施設の利用**

### **(服装)**

第16条 就寝時の服装のまま居住棟を出ないこと。

### **(舎室)**

第17条 公共施設は、丁寧かつ清潔に利用すること。舎室の掃除は毎週日時を決め、自主的に行うこと。

第18条 緊急時の避難経路を確保するため、舎室の机とベッドの配置は変えないこと。

### **(談話コーナー)**

第19条 談話コーナーの利用時間は7時から22時までとする。

2 談話コーナーで飲食をする場合は、ゴミ等の後始末を必ず行うこと。

3 TVの視聴や録画については、個人での独占とならないよう留意し、譲り合って使用すること。

### **(食堂)**

第20条 食事や会議、行事等で食堂を利用する場合は、職員同伴または職員に届け出ること。

### **(生活訓練室)**

第21条 生活訓練室の利用を希望する者は、職員の許可を得たうえで『生活訓練室利用届』に必要事項を記入すること。

2 生活訓練室の器具利用や片づけについては、別途定める利用細則に従うこと。尚、利用細則は感染症対策等により随時変更する。

### **(共有物)**

第22条 寄宿舍の共有物は丁寧に取り扱い、所定の場所及び使用時間を守ること。共有物の使用を希望する場合は、必ず職員に届け出ること。

共有物	使用場所	使用時間等	備考
扇風機	舎室	随時	冬季は回収する
アイロン スチームアイロン	舎室 生活訓練室	7時～22時	自習時間を除く
電子レンジ IHコンロ	生活訓練室	利用細則に準ずる	
健康器具 遊具	舎室 談話コーナー	下校後～22時	
乾燥機 洗濯機	洗濯場	6時30分～22時	自習時間は洗濯室 入口のドアを閉めること

#### (禁止事項)

第23条 共有箇所を除き、入舎時に定められた居住棟以外への出入りは禁止する。

第24条 健康増進法に基づき、学校及び寄宿舍の敷地内を全面禁煙（電子タバコも同様）とする。また、灰皿や吸い殻の持ち込みも認めない。

第25条 寄宿舍は教育的機関であるため、酒類（ノンアルコールを含む）の持ち込みを禁止する。また、酒気帯び状態での寄宿舍内への立ち入りも認めない。

### 第4章 食事・衛生

#### (舎食に関するルール)

第26条 舎食は、原則として食堂で食べる。但し、体調不良時や感染症の状況によっては別途対応する。

2 厨房から舎食の提供がある場合は、事前注文に基づき、必ず舎食を食べること。

3 厨房との取り決めにより、舎食の置き置きは調理終了から2時間までとする。（朝食は7時から9時まで、夕食は17時から19時まで）

4 舎食で提供される食品以外は持ち込まないこと。但し、水筒に入れたお茶は許可するものとし、水筒の衛生管理を徹底すること。

#### (衛生管理)

第27条 個人の飲食物は、必要に応じて談話コーナーの冷蔵庫で管理すること。また、ゴミエチケットを守り、決められた場所へ捨てること。

第28条 時季ごとに衣替えや寝具交換を行い、収納棚や引き出しの整理整頓を心がけること。

第29条 学期ごとに計画された大掃除には協力的に参加すること。また、夏季休業中は害虫駆除を行うため、舎室の荷物は持ち帰ること。

## 第5章 安心・安全

### (貴重品の管理)

第30条 トラブル防止のため、お金や貴重品、その他物品の売買及び貸借を禁止する。

第31条 貸与された舎室機の鍵は、各自、管理を徹底すること。

- 2 鍵を必要としない場合は、その旨を職員に申し出ること。また、紛失防止のため、週末に帰省する際は寄宿舍に預けること。

### (悩み・相談の対応)

第32条 ひとりで悩みや不安を抱え込まず、いつでも、誰にでも、必ず相談すること。また、他の舎生の様子がいつもと違う場合は、必ず職員に伝えること。

### (感染症の予防)

第33条 新しい生活様式に基づき、手洗いや手指消毒、必要に応じたマスクの着用等を習慣づけること。

- 2 時季を問わず、起床後や下校後は換気を積極的に行うこと。
- 3 集団生活の場において、お互いに距離を保ち、密を避けるよう心がけること。

### (病気・ケガ)

第34条 風邪症状、その他の体調不良等で登校できない場合は、医療機関への受診または自宅で静養し、翌日以降に登校すること。

- 2 ケガをした場合は職員に知らせ、応急処置を受けること。また、必要な場合は速やかに医療機関を受診すること。

### (防災・危機管理)

第35条 自他の命を守り、防災意識を高めるため、定期的な防災訓練には必ず参加すること。

- 2 非常時に備え、飲料水や3食分の食料、着替え等が入ったバッグを準備しておくこと。また、必要に応じて中身の入れ替えを行うこと。
- 3 服薬が必要な者は常備薬を準備し、避難時に自分で持ち出せるよう保管しておくこと。
- 4 自身に、あるいは身近で体調不良やケガ、身の危険が生じた際は、最寄りのナースコールで知らせること。

## 第6章 通信・情報

### (電話)

第36条 携帯電話、その他情報端末を寄宿舍に持ち込む場合は、貴重品と同等の管理をすること。

- 2 通話の際は隣室に十分配慮するとともに、自習時間中の使用は極力控えること。また、寄宿舍の外線については、緊急性がなければ自習時間は取り次がないものとする。

### (情報端末)

第37条 自習時間のパソコン、その他情報端末の使用については、学習目的に限り使用可とする。

- 2 情報端末の浴室やトイレ等への持ち込み、または使用を禁止する。併せて、日課や健康の妨げにならないよう十分気をつけること。

## 附則

この心得は、令和4年（2022年）4月1日から施行する。